

オンラインゲームの落とし穴 アイテム購入に注意

インターネット上では無料で気軽に楽しめるゲームが数多くあります。しかし、無料オンラインゲームとなっても実際は有料アイテム（ゲーム内で使われる道具など）を購入しなければ先に進めない仕組みになっていることもあり、思わぬトラブルに巻き込まれることがあります。

- ▼先日、妻が利用しているクレジットカードで、高額なゲーム代金が決済されていることがわかった。小学生の息子がオンラインゲーム内の有料アイテムを購入するために、妻のパスワードを推測して入力したようである。（40代・男性）
- ▼会員制交流サイトで知り合った人からオンラインゲームのアイテムを購入した。代金の支払いは、コンビニで電子ギフトカードを購入し、相手にカード番号を伝えた。その後アイテムが届かず、相手と連絡が取れなくなった。（30代・男性）
- ▼以前からスマートフォンでオンラインゲームを利用していたが、突然運営会社から利用停止にされた。運営会社に問い合わせをしたところ「オンラインゲームの利用規約に違反した」と言われるだけで、具体的な理由を教えてもらえない。（40代・女性）

未成年者が親権者の同意を得ないで契約した場合は、未成年者取り消しができる可能性があります。しかし、小遣いの範囲の契約であったり、本人が20歳以上と偽っての契約では、未成年者取り消しが認められない場合があります。子どもがオンラインゲームを利用する場合は、子どもと一緒に利用規約を確認してゲームの仕組みや内容を理解し、親子で使い方について取り決めを作っておきましょう。

また、多くのゲーム運営会社は、ゲーム内の通貨や出現率の低いレアアイテムなどの譲渡や交換を禁止しています。運営会社から不正行為と認定されれば、参加資格の停止を課せられることがあります。利用規約を守ってゲームを楽しむようにしましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

（開設時間：平日8：30～17：00）

土曜日は電話相談（9：00～17：00）のみ受付

消費者ホットライン ☎（局番なし）188番（いやや！）

※☎（局番なし）188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。